

工事の許可の要否の判断フロー【土地の形質の変更】

① 公共施設用地（道路、公園、河川その他公共施設の用に供されている土地） ⇒宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可の手引き《制度編》第2章参照				
該当する	該当しない			
↓	② 災害の発生のおそれがないと認められる工事 ア 他の法令等に基づく工事（鉱山保安法、鉱業法、採石法等） イ 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ⇒同《制度編》第6章第1節参照			
	該当する	該当しない		
	↓	③ 一定規模を超える土地の形質の変更 ア 高さが1mを超える崖が生じる盛土 イ 高さが2mを超える崖を生じる切土 ウ 高さが2mを超える崖を生じる盛切土 エ 高さが2mを超える盛土 オ 面積が500㎡かつ標高差が30cmを超える盛土又は切土 ⇒同《制度編》第2章、第6章第1節参照		
		該当しない	該当する	
↓	↓	↓	④ 開発許可の必要な開発行為 ⇒同《制度編》第8章参照	
		↓	↓	
許可が不要		みなし許可	許可が必要	